

(三)戸 煙 出 張 所 移 轉

同出張所は從來宿泊船員の收容其の他組合事務及び紹介事務の爲め旅館なりし爲め、大正十五年七月二十八日同市通町一丁目五八ノ一七に移轉せり。

(四)小樽出張所モーターポート設置

小樽港に入港する船舶増加し組合事務及び紹介事務急に多忙となりし爲め、海陸交通上從來の通船は不便大なるを以て從來本部に使用し居りし「あけぼの」丸を六月五日附にて同地に廻航し、本部は新に「あさひ」丸を建造する事となり。

(五)門司出張所用モーターポート新造

門司の港勢及び組合事務の關係上四千圓乃至五千圓の範圍にて同地にモーターポートを新造する必要ある事を、第五回評議員會にて決議し自下船體の建造及び機關の購入方進捲中にて、本年五月中旬竣工する豫定なり。

(六)戸 煙 出 張 所 モーター ポート 修繕

同所モーターポート「初風」號は昭和二年一月十一日事務遂行中若松税關用ランチ衝突沈没せるも、保險會社は全損と認むる事を得ざる程度なりと推定したるを以て何等の補償を受くる事を得ず、從つて合計千五百圓の程度にて船體の修理及び機關の取り換へをする事に第六回及び第七回評議員會の承認を受け、昭和二年四月上旬工事完了し就役しつゝあり。

(七)組 合 歌 選 定

組合歌制定の必要ある事は第一回評議員會にて決議され其後昭和元年十二月卅一日の締切期日迄に應募せる三十一通につき精選せる結果遺憾乍ら入賞すべきものなしと認めたるを以て優良歌三首を選外佳作とし其作者には遺志を贈呈する事にせり

對 内 的 事 項

(八)祝 電 と 見 舞 電 報

組合は昭和元年度内に開催せられたる友誼各團體の大會其の他の會議に祝電を發し、又海難に罹りたる數十隻の各船乗組員に對し見舞ひ電報を發せり。

(一)郵 船 屬 員 非 公 認 等 議

日本郵船會社の一部屬員(主として元大洋丸乗組甲機部員)は、大正十五年九月二十八日會社より發表せる郵船屬員豫備制度改正に反対し、其の所屬團體なる海員組合に對し何等協議する事なく、組合の有する團體交渉権を無視して郵船屬員同志會なる急造團體の名の下に、會社に要求書を提出せるのみか、却つて組合の主義方針を攻撃し、組合が創立以來五ヶ年の努力を以て漸やく實現せしめたる海事協同會(我國最初の海上團體協約権の獲得)に反対し、平素組合の現實主義に反対する陸上の過激急進團體と通謀し、十月二日以後數十回に亘り組合幹部の排斥、組合の主義方針に反対する旨を明言せる中傷宣傳のピラを配布し組合の分裂運動を企てるを以つて、組合は大正十五年十月八日開催の第三回評議員會に於いて、今回の郵船屬員豫備制度改正反対に名を籍り、其の實海事協同會を排撃し、組合の現實主義を攻撃し、組合の統制と紀律を攪亂し、組合を分裂動搖せしめるを以て、組合は大正十五年十月八日開催の第三回評議員會に於いて、今回の大正十五年十月八日開催の第四回評議員會に於いて、右記除名者中近藤君外六名は爭議當時主謀場一致にて除名せり。起へて昭和二年一月十八日開催の第六回評議員會に於て、右記除名者中近藤君外六名は爭議當時主謀